

【資料2】

# 平成26年度主な事業(要求)

障がい福祉課

平成25年12月19日

## 目 次

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 1 障がい児者基幹型相談支援センター事業 | ……P1 |
| 2 新潟市重度心身障がい者医療費助成事業 | ……P2 |
| 3 グループホーム運営費補助金      | ……P3 |

部・区名	福祉部	課名	障がい福祉課
------	-----	----	--------

会計	一般	款	民生	費	項	障がい福祉	費	目	障がい福祉	費
事業名	1 障がい児者基幹型相談支援センター事業						H25予算額	71,790千円		

【事業概要】	<p>現在、8区(9か所)に設置している委託相談支援事業所を4か所に統合し、総合的な相談支援の窓口として、相談支援の質の向上、継続支援の確保、地域移行の促進、サービス等利用計画作成の拡大などを業務目的とする基幹型センターに再編します。</p> <p>地域の相談支援事業所等の中核的な役割を担い、処遇困難事例への対応、人材育成、広域的な調整、自立支援協議会の運営、権利擁護、虐待対応、成年後見制度利用支援事業等を実施します。</p>
【事業内容】	<p>平成26年度事業計画</p> <p>①基幹型相談センターの設置準備(4～9月)と運営(10月～)</p> <p>②サービス等利用計画作成促進と検証</p> <p>平成27年度以降</p> <p>①障がい者基本条例制定に基づく業務</p> <p>②サービス等利用計画作成促進</p> <p>③地域移行、待機者解消等、課題解決の取り組み</p> <p>④障がい者自立支援協議会の運営</p> <p>・財源措置 障がい者相談支援事業(地域生活支援事業対象経費): 国1/2、県1/4</p>

部・区名	福祉部	課名	障がい福祉課
------	-----	----	--------

会計	一般	款	民生	費	項	障がい福祉	費	目	障がい福祉	費	
事業名	2 新潟市重度心身障がい者医療費助成事業						H25予算額	1,436,507千円			

【事業概要】	<p>本事業では、これまで重度の身体、知的障がい者のみを対象に医療費助成を行ってきましたが、平成18年に障害者自立支援法が制定された際、障がいの種別(身体障がい、知的障がい、精神障がい)にかかわらず障がい者の自立を支援するための福祉サービスは、共通の制度により提供することとされました。</p> <p>制度上支援の対象外となっていた精神障がい者も対象に含まれることとなり(三障がい一元化)、今回精神障がい者保健福祉手帳1級所持者を本事業の対象者に加え、障がいの種別に関わらず平等に必要なサービスが受けられるようにしようというものです。</p>										
【事業内容】	対象者	<p>身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級のいずれかを所持するもの          ※所得制限あり(扶養親族がいらない場合:年間所得3,604千円(本人)又は6,287千円(扶養義務者)以上の者は対象外。</p>									
	助成額	<p>保険適用後の自己負担額と受給者の医療費負担額(下記)との差額          【受給者の医療費負担】          通院1日:530円 入院1日:1,200円 訪問看護1日:250円          ※通院は、月5日目以降は無料。</p>									

【その他】	<p>・他政令市の状況(精神障がい者分)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>精神障がい者が対象</td> <td>13市</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>10市</td> </tr> <tr> <td>1,2級</td> <td>3市</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者は対象外</td> <td>7市</td> </tr> </table>											精神障がい者が対象	13市	1級	10市	1,2級	3市	精神障がい者は対象外	7市
精神障がい者が対象	13市																		
1級	10市																		
1,2級	3市																		
精神障がい者は対象外	7市																		

部・区名	福祉部	課名	障がい福祉課
------	-----	----	--------

会計	一般	款	民生	費	項	障がい福祉	費	目	障がい福祉	費
事業名	3 グループホーム運営費補助金					H25予算額		24,655千円		

【事業概要】	<p>障がい者の地域移行促進のため、既存制度に加えて新たに市独自の運営費補助制度を導入し、グループホームの整備促進を図ります。</p> <p>また、特に強度行動障がい者は、特性に応じた構造の工夫などが必要なことから、強度行動障がい者用グループホームの整備として、補強工事費と支援員追加配置費の補助を行います。</p>
【事業内容】	<p>&lt;既存の補助制度&gt;</p> <p>【グループホーム運営費補助(既存)】</p> <p>補助対象 市内に所在するグループホーム・ケアホームを運営する法人</p> <p>補助項目 ①土地・建物賃借料(賃借料及び利用定員により算出 1棟平均320千円/年)</p> <p>②初年度備品整備費(1棟あたり500千円上限)、</p> <p>【ケアホーム重度者支援事業(既存)】</p> <p>補助対象 市内に所在するケアホームを運営する法人</p> <p>補助額 当該ケアホームを利用する障害程度区分4以上の者1人・1日につき230円</p> <p>【体験型グループホーム運営費補助(既存)】</p> <p>補助対象 障がい者体験型グループホームモデル事業を行う法人</p> <p>補助項目 ①世話人人件費(利用者が重度で介護を要する場合は2名分まで)</p> <p>(世話人日給金額(ひとり当たり9,000円上限)×稼働日数)</p> <p>②世話人分の家賃(賃借料÷(利用定員数+世話人数)※ひと月単位で計算)</p> <p>③未稼働分の家賃</p> <p>(賃借料×利用定員数÷(利用定員数+世話人数)×(未稼働数÷(利用定員数×月日数)))</p> <p>&lt;新たな補助制度&gt;</p> <p>【グループホーム運営費補助(新設)】</p> <p>補助対象 市内に所在するグループホーム・ケアホームを運営する法人</p> <p>補助項目 ①運営費補助(利用者1人・1人あたり定額を加算(金額については検討中))</p> <p>②強度行動障がい者用生活支援員配置加算</p> <p>(利用者1人・1人あたり定額を加算(金額については検討中))</p> <p>③強度行動障がい者用補強工事(定員1人あたり定額を補助(金額については検討中))</p>